

## 主な用語の解説

### 【事業所調査】

#### 「常用労働者」

調査対象事業所に直接雇用されている労働者で、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者を指す。他事業所に派遣している派遣労働者も含む。なお、別企業に出向している者は含めない。

#### 「正社員」

常用労働者のうち、調査対象事業所において正社員と呼称される者を指す。

#### 「契約社員又は嘱託社員」

常用労働者のうち、調査対象事業所において契約社員又は嘱託社員と呼称される者を指す。

#### 「パートタイム労働者又はアルバイト労働者」

常用労働者のうち、調査対象事業所においてパートタイム労働者又はアルバイト労働者と呼称される者を指す。

#### 「過半数組合」

事業所の労働者の過半数で組織する労働組合を指す。

#### 「適用猶予業種」

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により導入された時間外労働の上限規制（平成31年4月（中小企業では令和2年4月）施行）について、令和6年3月までその適用が猶予されていた業種を指し、具体的には、工作物の建設の事業、自動車運転の業務、医業に従事する医師、鹿児島県及び沖縄県における砂糖を製造する事業を指す。

#### 「自動車運転の業務」

トラック・バス・タクシーなど、自動車の運転を行うことを業務としている場合を指す。

#### 「実労働時間」

休憩時間を除いて実際に働いた時間を指す。残業（時間外労働・休日労働）を含む。

#### 「管理監督者」

部長、工場長等のように、労働条件の決定や労務管理などについて経営者と同様の立場にある者を指す。

#### 「機密の事務を取り扱う者」

秘書のように、経営者や監督・管理の地位にある者の労働と一体不可分で、厳格に労働時間管理ができない者を指す。

「法定休日労働」

法定休日（週に1日または4週に4日）に労働した場合を指す。

「本社など上位の事業所」

本社や、管区や地域を統括する特定エリア内の統括支社等を指す。

「時間外労働時間」

法定労働時間（一部を除き1週に40時間以内）を超えた場合の労働時間を指す。法定休日労働時間は含まない。

「勤務間インターバル」

1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息時間（インターバル）を設けることを指す。

「テレワーク」

自宅など、事業所以外の場所で情報通信技術を利用して勤務することを指す。

「管理モデル」

副業・兼業元及び副業・兼業先それぞれの事業所において、労働時間の上限を予め設定しておくものを指す。

「雇入・解雇関係書類」

雇入決定関係書類、契約書、労働条件通知書、解雇決定関係書類、解雇予告除外認定関係書類、予告手当または退職手当の領収書等を指す。

「災害補償関係書類」

診断書、補償の支払い、領収関係書類等を指す。

「労働保険関係書類」

保険関係成立届、保険料申告書の事業主控等を指す。

【個人調査】

「正社員」

常用労働者のうち、正社員と呼称される者を指す。

「契約社員又は嘱託社員」

常用労働者のうち、契約社員又は嘱託社員と呼称される者を指す。

「パートタイム労働者またはアルバイト労働者」

常用労働者のうち、パートタイム労働者又はアルバイト労働者と呼称される者を指す。

「現在の職業」

次表のとおり。

職 種	具 体 的 内 容
管理的職業従事者	会社役員、会社管理職員（いわゆる管理職）で、課長（課長相当職を含む）以上の者
専門的・技術的職業従事者	研究者（研究員、研究職）、農林水産技術者、製造技術者、建築・土木・測量技術者、情報処理・通信技術者、その他技術者（地質調査技術者等）、医師・歯科医師・獣医師・薬剤師、保健師・助産師・看護師、医療技術者（診療放射線技師等）、その他保健医療従事者（栄養士等）、社会福祉専門職業従事者（福祉相談指導専門員、保育士等）、法務従事者（弁護士等）、経営・金融・保険専門職業従事者（公認会計士、税理士等）、教員、宗教家、著述家・記者・編集者、美術家・デザイナー・写真家・映像撮影者、音楽家・舞台芸術家、その他の専門的職業従事者（学芸員、カウンセラー等）
事務従事者	一般事務従事者（庶務、人事、企画、受付・案内、秘書、電話応接、総合等）、会計事務従事者（現金出納事務員等）、生産関連事務従事者、営業・販売事務従事者、外勤事務従事者、運輸・郵便事務従事者、事務用機器操作員
販売従事者	商品販売従事者（主に商品の仕入・販売に従事している小売店長、店員等）、販売類似職業従事者（不動産売買仲介人・売買人等）、営業職業従事者（勧誘・交渉・受注・契約締結の仕事に従事する者等）
サービス職業従事者	家庭生活支援サービス職業従事者（家政婦等）、生活衛生サービス職業従事者（理容師、美容師、浴場従事者、クリーニング職等）、飲食物調理従事者（料理人等）、接客・給仕職業従事者、居住施設・ビル等管理人、その他サービス職業従事者（旅行・観光案内人等）、介護職員、訪問介護従事者（ホームヘルパー）、看護助手、歯科助手等
保安職業従事者、林業従事者	保安職業従事者（警備員等）、林業従事者
生産工程従事者	生産設備制御・監視従事者、機械組立設備制御・監視従事者、製品製造・加工処理従事者、機械組立従事者、機械整備・修理従事者、製品検査従事者、機械検査従事者、生産関連・生産類似作業従事者（自動車塗装工、製図工等）
輸送・機械運転従事者	鉄道運転従事者、自動車運転従事者、船舶・航空機運転従事者、その他の輸送従事者（車掌、甲板員等）、定置・建設機械運転従事者
建設・採掘従事者	建設従事者（大工、左官等）、電気工事従事者、土木作業従事者、採掘従事者
運搬・清掃・包装等従事者	運搬従事者（郵便・電報外務員、陸上荷役・運搬従事者、倉庫作業従事者等）、清掃従事者（ビル・建物清掃員、ハウスクリーニング職等）、

	包装従事者（打直綿包装工、食品包装工、ラベル貼り工等）、その他の運搬・清掃・包装等従事者（機械掃除工、病院等の雑務等）
--	---

「適用猶予業種」

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）により導入された時間外労働の上限規制（平成 31 年 4 月（中小企業では令和 2 年 4 月）施行）について、令和 6 年 3 月までその適用が猶予されていた業種を指し、具体的には、工作物の建設の事業、自動車運転の業務、医業に従事する医師、鹿児島県及び沖縄県における砂糖を製造する事業を指す。

「自動車運転の業務」

トラック・バス・タクシーの運転など、自動車の運転を行うことを業務としている場合を指す。

「労働時間制度」

次表のとおり。

労働時間制度	具体的内容
フレックスタイム制	一定の時間内で始業・終業時刻を自分で調整できる制度。時差出勤及び変形労働時間制とは異なる。
変形労働時間制	業務の繁閑等に応じて使用者により労働時間が配分される。フレックスタイム制とは異なる。
専門業務型裁量労働制	専門性の高い業種を対象に、ある一定の時間分を働いたものとみなす制度
企画業務型裁量労働制	企画、立案、調査及び分析を行う労働者を対象に、ある一定の時間分を働いたものとみなす制度
事業場外みなし労働時間制	事業場外で業務を行う際、ある一定の時間分を働いたものとみなす制度
高度プロフェッショナル制度	業務や年収等の要件を満たした場合、労働時間の規制対象外とする制度
管理監督者	部長、工場長等のように、労働条件の決定や労務管理などについて経営者と同様の立場にある者
機密の事務を取り扱う者	秘書のように、経営者等の労働と一体不可分で、厳格な労働時間管理ができない者
研究開発業務従事者	労働基準法第 36 条第 11 項に規定する「新たな技術、商品又は役務の研究開発に係る業務」に従事する労働者

「所定労働時間」

雇用契約上の始業から終業までのうち、休憩を除いた時間の合計を指す。残業時間は含まない。

「休日」

就業規則等で定められた休日を指す。

「時間外労働時間」

法定労働時間（一部を除き1週に40時間以内）を超えた労働時間と、所定休日労働時間の合計を指す。

「法定休日」

法律上定められている休暇（1週に1日または4週に4日）を指す。

「時間単位の年次有給休暇」

労使協定の締結により、年5日を上限として、時間単位での年次有給休暇の取得が可能となる制度を指す。

「時季指定義務」

年次有給休暇の付与日数が10日以上の方について、そのうち5日は使用者が時季を指定して取得させる義務を指す。労働者自ら申し出て5日取得した場合や計画年休等が指定されている場合、追加の義務は生じない。

「中抜け時間」

勤務時間内に一時的に仕事から離れて、再度仕事に戻るまでの時間を指す。就業規則に規定されている休憩時間は含まない。

「関連会社」

会社等及び当該会社等の子会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務・営業・事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における会社等を指す。